

「こどもSOSの家」協力員の手引き



こわい！あぶない！

とおもったら、

こどもSOSの家

にかけこもう！！

この手引きは、次のような内容となっています。

P1～6 「こどもSOSの家」事業について

事業の趣旨、活動内容について説明してあります。

P7 「こどもが助けを求めてきたときの対応」

実際にこどもが助けを求めてきたときの対応についてのマニュアルです。

P8 関係機関の連絡先

こどもが助けを求めてきた状況に応じて、警察や学校への連絡にご活用下さい。

注) 「こどもSOSの家」のステッカーを掲示していただきますと、実際にこどもが助けを求めてくることがあります。

あらかじめご家族や従業員の方にも、この事業について説明していただきますよう、お願い申し上げます。

問合せ先

「こどもSOSの家」事業内容や協力員の登録・辞退について

大田区地域未来創造部地域力推進課 青少年健全育成担当

TEL 5744-1223 FAX 5744-1518

こどもを保護した場合や建物等が損害を受けた場合など

大田区総務部防災危機管理課 生活安全担当

TEL 5744-1634 FAX 5744-1519

「こどもSOSの家」事業について

「こどもSOSの家」とは

こどもたちが登下校時の通学路をはじめ、下校後の道路・公園・広場等で、「声かけ」「つきまとい」などを受けたり、身の危険を感じたりした場合に、助けを求めることのできる場所として、また、地域の中でのこどもたちの相談に応じる場所として設置するものです。

こどもSOSの家協力員になると、こどもたちが助けを求めてきたときは、保護し、必要に応じて、警察や学校に連絡する等ご協力いただきます。（8頁参照）

協力員をお願いしている方

- 1 自宅・店舗等が（１）～（３）の条件に合う方、あるいは（４）の方。
 - （１）近隣の小・中学校の通学路に近い。
 - （２）公園等に近い。
 - （３）商店街や、普段からこどもがよく集まるところに近い。
 - （４）上記以外の場所にあるが、この事業の趣旨に賛同し、協力できる。
- 2 自宅や店舗等の前に、「こどもSOSの家」のステッカーを掲示することが可能である方
- 3 日常的に留守にすることが少ない方
- 4 こどもたちの健全育成について関心が高い方

協力員の活動内容

協力員の方には、次のような活動をお願いいたします。

1 ステッカーの掲示

ステッカー（区からの配付）は、道路に面した門、玄関、店舗の扉など、子どもたちからよく見える場所で、子どもたちの目線に合わせた高さ（1m～1.5m）のところに掲示をお願いします。

- ★緊急時に子ども達が駆け込む際に、ステッカーが目印、目標となります。
- ★日頃より「子どもSOSの家」であることを周囲に知らせることができます。
- ★ステッカーが貼ってあること自体が、不審者の警戒心を強め、犯罪抑止につながります。

◆ステッカーの種類

「子どもSOSの家ステッカー」は3種類あります。



◆ステッカーの貼替え等について

汚れ、廊下、貼替え等によりステッカーをご希望の方は、地域力推進課青少年健全育成担当までご連絡ください。

※ステッカーの耐用年数はおおむね1年間です。

（貼付場所の状況等により耐用年数は異なります。）

2 こどもたちが助けを求めてきたときの対応

- (1) 事件や事故に巻き込まれていると思われる時には、すぐに警察（110番）への通報をお願いします。
- (2) こどもを落ち着かせて事情を聞く。同時に追いかけてくる人はいないか、ケガはしていないかなど、こどもの安全を確認する。ケガをしている場合には、状況に応じて、救急車（119番）を呼ぶなどの措置を行うようお願いします。
- (3) こどもを保護した場合は、こどもの自宅や学校に連絡を入れ、1人では帰さないようお願いします。（8頁参照）
- (4) こどもの自宅や学校に連絡を入れたあとに、一連の経過について電話により、下記まで連絡をお願いします。

大田区 総務部 防災危機管理課 生活安全担当

電話 5744-1634 / FAX 5744-1519

3 日頃の見守り活動

- (1) 日頃から、地域のこどもたちと顔見知りになって声かけをしたり、こどもが相談に来た時には話を聞いてあげるようお願いします。
- (2) 登下校時、短時間で構いませんので、可能な範囲で、家や店舗などの出入り口付近に立ち、こども達を見守っていただくようお願いします。
- (3) 区の安全・安心メールにより不審者情報を受けた場合は、特に周辺に注意を払うようお願いします。（大田区安全・安心メールに未登録の方については、ご登録をお願いします。）

☆タスキの着用

協力員の方には、協力員登録後、タスキをお渡しします。協力員である目印となりますので、見守り活動の際にはご着用をお願いします。

ご不在となるときには・・・

ご不在となるときには、特別の対応はいたしません。

この活動は、地域の大人たちが、可能な範囲でこどもたちを見守っていただくという活動です。協力員となることで、日常の行動が制限されることはありません。

こどもSOSの家の活用事例

(1) 事例1

放課後、公園で小学生らが遊んでいたところ、見知らぬ男に「肩車してあげようか」などと声をかけられたため、「こどもSOSの家」である近くの児童館に駆け込みました。

(2) 事例2

下校中、小学生が、自転車に乗った男にじろじろと見られ、「お小遣い欲しくない」などと声をかけられたため、走って逃げ、「こどもSOSの家」である近くの文房具店に駆け込みました。

(3) 事例3

下校中、小学生が、自転車に乗った見知らぬ男から「おかえり」と声をかけられました。無視して逃げると男が追いかけてきたため、「こどもSOSの家」であるコンビニエンスストアに駆け込みました。

(4) 事例4

下校中、小学生が、見知らぬ男に、後をつけられました。小学生は、「こどもSOSの家」である近くの児童館に駆け込みました。

報酬・期間について

無報酬でお願いいたします。

ご活動いただく期間については1年間です。（4月から翌年3月まで）

辞退の申し出がないかぎり、翌年度以降も登録を継続するものとします。

また、以下のような状況変更等がある場合は、下記担当まで必ずご連絡ください。

○協力員を辞退するとき

○協力員氏名、住所や連絡先などが変わったとき

○ステッカーが剥がれてしまった等により、新しくステッカーが必要なとき

大田区 地域未来創造部 地域力推進課 青少年健全育成担当

電話 5744-1223 / FAX 5744-1518

見舞金補償制度について

大田区は、協力員の方が万一事故に遭われた際の見舞金補償制度を設けております。

<見舞金補償制度が適用される事故>は、次のとおりです。

1 傷害事故

こどもが、「こどもSOSの家」に避難してきた時点から1週間以内に、不審者等から補償の対象となる方が人的危害を受ける事故。

2 建物損害事故

こどもが、「こどもSOSの家」に避難している間に、不審者等から補償の対象となる建物等が物的危害を受ける事故。

※ 事故に遭われたときは、かならず警察署に被害届を提出するようお願いします。

<補償の対象となるもの>は、次のとおりです。

1 協力員等が被害に遭ったときの傷害見舞金

(1) 「こどもSOSの家」が個人住宅の場合

ア 協力員及び当該住宅に住んでいるその親族

イ 当該住宅の来訪者

(2) 「こどもSOSの家」が店舗（店舗併用住宅を含む。）の場合

ア 協力員及び当該店舗で事業を行う者

イ 従業員（アルバイトを含む。）

ウ 当該店舗の来訪者

2 「こどもSOSの家」の建物等が損害を受けたときの建物損害見舞金

「こどもSOSの家」及びその付属建物、付属設備、その中にある物（自動車及び原動機付自転車を除く。）

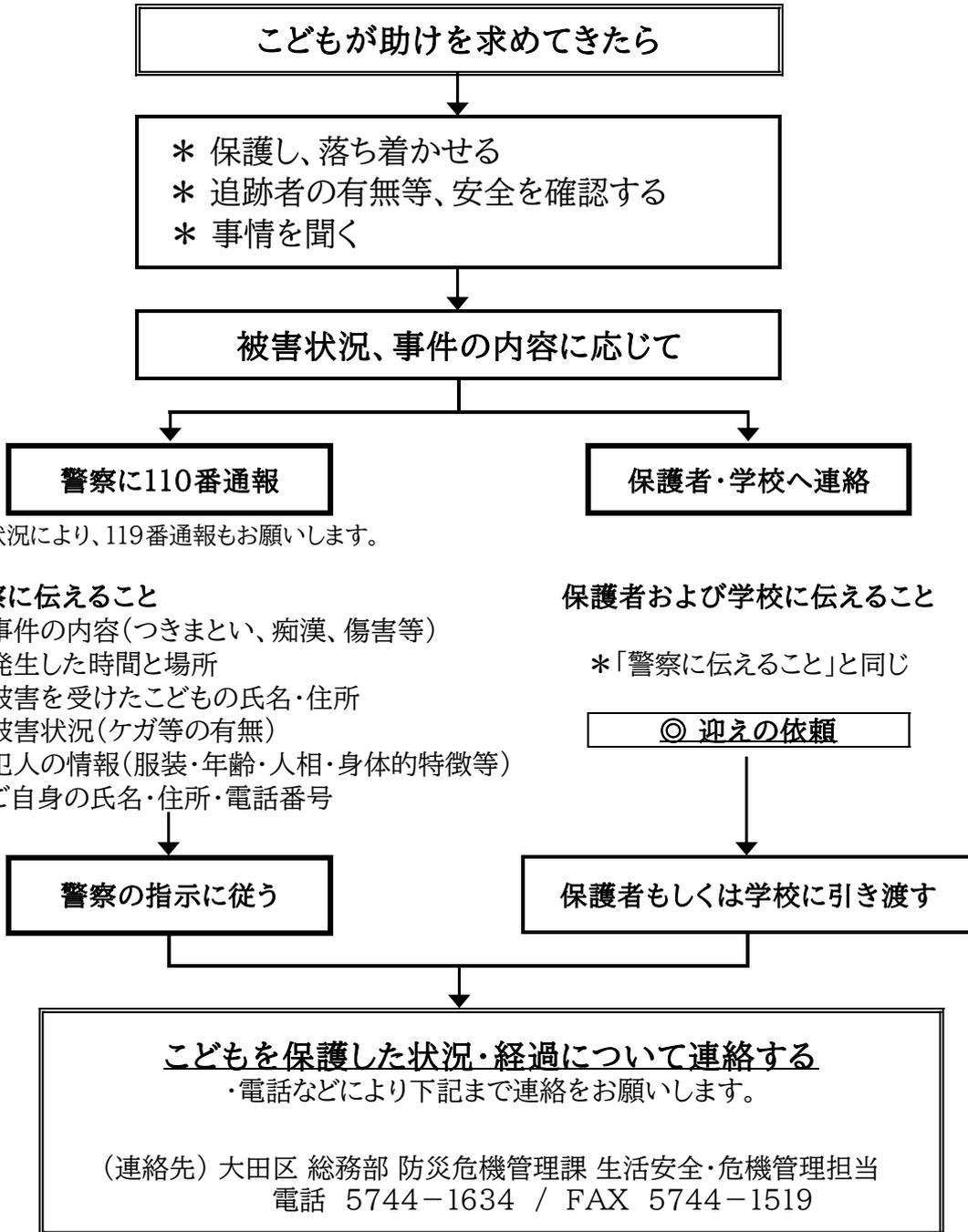
見舞金額は、次のとおりです。

項目	金額（限度額）
死亡見舞金	一人 1,000万円
後遺傷害見舞金	一人 30～1,000万円
入院見舞金	一回限り 5万円
通院見舞金	一回限り 1万円
建物損害見舞金	一回限り 3万円

問合せ先 大田区地域未来創造部 地域力推進課 青少年健全育成担当

電話 5744-1223 / FAX 5744-1518

こどもが助けを求めてきたときの対応



※ 状況により、119番通報もお願いします。

警察に伝えること

- ① 事件の内容(つきまとい、痴漢、傷害等)
- ② 発生した時間と場所
- ③ 被害を受けたこどもの氏名・住所
- ④ 被害状況(ケガ等の有無)
- ⑤ 犯人の情報(服装・年齢・人相・身体的特徴等)
- ⑥ ご自身の氏名・住所・電話番号

保護者および学校に伝えること

* 「警察に伝えること」と同じ

◎ 迎えの依頼

こどもを保護した状況・経過について連絡する

・電話などにより下記まで連絡をお願いします。

(連絡先) 大田区 総務部 防災危機管理課 生活安全・危機管理担当
電話 5744-1634 / FAX 5744-1519

〈関係機関の連絡先〉

※ 警察署

大森警察署	3762-0110
田園調布警察署	3722-0110
蒲田警察署	3731-0110
池上警察署	3755-0110
東京空港警察署	5757-0110

※ 区立小学校

〈大森地区〉

大森第四小学校	3741-4265
中富小学校	3762-6756
大森第一小学校	3762-6528
開桜小学校	3762-6538
大森第三小学校	3762-6628
大森第五小学校	3762-6638
大森東小学校	3763-5481
入新井第五小学校	3762-6438
入新井第一小学校	3762-6428
山王小学校	3773-3961
馬込小学校	3773-3965
馬込第二小学校	3773-3968
馬込第三小学校	3773-3971
梅田小学校	3773-3975
池上小学校	3753-9381
池上第二小学校	3753-9361
徳持小学校	3753-9591
入新井第二小学校	3773-3978
入新井第四小学校	3773-3981

〈調布地区〉

東調布第一小学校	3750-2258
田園調布小学校	3721-8907
調布大塚小学校	3727-6107
東調布第三小学校	3750-2260
嶺町小学校	3758-2277
千鳥小学校	3750-0048
久原小学校	3753-9411
松仙小学校	3753-9141
池雪小学校	3726-0126
小池小学校	3729-5101
雲谷小学校	3729-5121
洗足池小学校	3726-4301
赤松小学校	3729-0986
清水窪小学校	3718-3536

〈蒲田地区〉

糺谷小学校	3741-6582
東糺谷小学校	3742-6466
北糺谷小学校	3742-5371
羽田小学校	3741-5682
都南小学校	3744-2960
萩中小学校	3742-5381
中萩中小学校	3744-2800
出雲小学校	3742-3542
六郷小学校	3732-9628
西六郷小学校	3732-9611
高畑小学校	3732-8335
仲六郷小学校	3732-8338
志茂田小学校	3732-8325
東六郷小学校	3732-9311
南六郷小学校	3735-3910
矢口小学校	3759-9618

続く

〈蒲田地区〉続き

矢口西小学校	3759-9621
多摩川小学校	3759-8331
相生小学校	3732-8311
矢口東小学校	3732-9625
おなづか小学校	3753-2615
道塚小学校	3732-9615
蒲田小学校	3732-8317
南蒲小学校	3732-9631
新宿小学校	3732-8328
東蒲小学校	3732-9635

※ 私立小学校

清明学園初等学校	3726-7138
文教大付属小学校	3720-1097

※ 区立中学校

〈大森地区〉

大森第一中学校	3744-3501
大森東中学校	3762-3191
大森第二中学校	3762-6456
大森第八中学校	3762-6656
馬込中学校	3773-3985
馬込東中学校	3773-3988
貝塚中学校	3773-3991
大森第四中学校	3753-7500
大森第三中学校	3773-3995

〈調布地区〉

東調布中学校	3750-4275
田園調布中学校	3721-4241
大森第七中学校	3752-4278
雲谷中学校	3726-3121
大森第十中学校	3752-4245
大森第六中学校	3726-7155
石川台中学校	3726-7148

〈蒲田地区〉

羽田中学校	3744-3351
糺谷中学校	3744-2661
出雲中学校	3744-2331
六郷中学校	3732-9338
志茂田中学校	3732-9318
南六郷中学校	3732-9351
矢口中学校	3759-9331
御園中学校	3732-9328
蓮沼中学校	3753-2125
安方中学校	3759-9335
東蒲中学校	3732-9321
蒲田中学校	3732-9315

※ 私立中学校

清明学園中学校	3726-7139
立正大学附属立正中学校	6303-7683

※ 都立特別支援学校

城南特別支援学校	3734-6308
矢口特別支援学校	3759-6715
田園調布特別支援学校	3721-6861

※ 外国人学校

東京朝鮮第六幼初級学校	3750-4145
-------------	-----------

以下の時間帯は電話対応時間外となります。

【平日】区立小学校：平日18時から翌7時30分まで 区立中学校：平日19時から翌7時30分まで

【土日祝日】区立小学校・区立中学校共に終日

※学校行事や長期休業時間中は、設定時間が変更になることがあります。

電話対応時間外に、児童・生徒にかかる事件、事故等で急を要する場合は、大田区役所代表番号（03-5744-1112）へご連絡ください。折り返し、ご連絡いたします。